

平成 26 年度山形県国民保護計画（変更原案）の概要

都道府県は、万一の武力攻撃や大規模テロ等から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法の規定により、政府が策定する「国民の保護に関する基本指針」に基づき、都道府県国民保護計画を作成することとされている。

今年 5 月等の同基本指針の変更を受け、その内容を県国民保護計画に反映させるため、下記のとおり計画の変更を行うもの。

1 主な変更内容について

- (1) 情報伝達的手段として、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追加
- (2) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加に関する事項を追加
- (3) 都道府県の区域を越える避難が必要となった場合における、避難先の都道府県知事に対する事務の委託の追加
- (4) 大規模集客施設等における避難対策の追加
- (5) 武力攻撃による原子力災害の際のモニタリングの実施及び飲食物の摂取制限等並びに核攻撃における避難住民等のスクリーニング及び除染に関する事項の追加
- (6) 軽微な変更
 - ・ 国等の組織の改編
 - ・ 県の組織の改編
 - ・ 用語集の修正
 - ・ 表記文言の修正、統計数字の時点修正・追加

2 今後のスケジュールについて

- | | |
|------------|---------------------------|
| ○ 11月10日 | 山形県国民保護協議会に県国民保護計画変更原案を諮問 |
| ○ 11月11日以降 | 変更案について政府と協議 |
| ○ 協議終了後 | 閣議決定（＝山形県国民保護計画の変更決定） |
| ○ 閣議決定後 | 県議会へ報告 |